

平成 20 年 6 月 9 日

社会保障審議会障害者部会委員各位

障害者自立支援法に関する今回の社会保障審議会障害者部会への提言

日本知的障害者福祉協会

会長 小板孫次

はじめに

前回の社会保障審議会障害者部会の議論と方向性によって成立した障害者自立支援法は措置費制度の欠陥を指摘し、介護保険への移行を前提とした一つのステップとして支援費制度を立ち上げ、多大な財政的な欠陥を意図的に見せることによって、税から保険制度への移行をめざすものであった。障害者自立支援法の議論と方向性が強行された結果、障害者福祉の全般にわたって大混乱をきたし、利用者にとっても事業者にとっても大変な苦難を強いられてきている。

たとえば、利用者に過酷な利用者負担金等を余儀なくさせ、利用抑制をきたしたり、親又は自らによる不幸な出来事も頻発している。事業者側にとっても収入減を補うため、職員の賃金の抑制や常勤からパートへの転換等を進めることによって、ますます人材確保が厳しくサービスの質の低下をきたしてきている。

このような中で、障害をもつ人たちとその関係者による抗議行動は、法の根本的な見直しに向けた議論をしなければもはや收まりのつかないところまで来ている。

今回の社会保障審議会障害者部会は三年後の法の抜本的な見直しの求めに応じて開催されたものであり、障害者の特性・生活状況・環境と一生にわたる自己実現への道筋に向けた障害者福祉の確立をすることが強く求められているものである。

このような視点にたって日本知的障害者福祉協会は、法はもとより政省令全般にわたって根本的な見直しを提言していくものである。

1. 法の基本となる障害程度区分の議論は最優先事項である

今回、障害者自立支援法は明らかに介護保険との統合を前提にしたもので、なおかつ 3 障害統合についてもその流れの中にあり、全ての用語は介護を意識した使われ方がなされている。介護保険法による高齢者福祉は老後の生活を社会全体で世話をすることが理念であるのに対し、障害者福祉は対象者が若年であったり、障害が重かったり、また軽いが故に支援が適切でなかったり、一生涯にわたって適切な支援をする制度の確立を必要とするものであって、介護のそれとは根本的に異なる。

保険制度から税制度にすることが障害者福祉の根幹である。まさに障害程度区分は施行されてこのかた、その運用は全障害者を対象としたものではなく、なおかつサービスの利

用制限の「道具」となっている。さらに、平均障害程度区分に至っては報酬の抑制「道具」そのものである。

私ども日本知的障害者福祉協会は障害者の自立を促進するためには、現在の身体的状況をタイムスタディで測るのではなく、社会で自立した生活と自己実現を確立していくために、どのような支援の継続が必要であるかを、その社会環境・生活の状況・社会資源等、加えて障害特性等を勘案する中で支援度を確立すべきものと考える。

現行法での障害程度区分は報酬の基準であったり、利用の抑制であったり、選択を阻害する目的の「道具」であり、全ての障害者の自立支援という理念から大きく異なる方向にある。したがって、純粹に障害をもつ人の自立支援の在り方を考える方途を新たに創造しなければならない。

このような視点に立ったとき、法の抜本的な見直しに向けた議論が見えてくるはずである。障害程度区分の抜本的な見直しの議論を早急に行われたい。

2. 障害者自立支援法第4条第4項について

これまでの議論は障害者自立支援法の文脈の中で行われてきたが、法の抜本的な見直しには法の根幹である障害程度区分にあることは明らかである。改めて障害程度区分の定義をみると、第4条第4項に、「この法律において『障害程度区分』とは、障害者等に対する障害福祉サービスの『必要性を明らかにするため』当該事業者等の『心身の状態を総合的に示すもの』として厚生労働省令で定める区分をいう。」とされている。「心身の状態を総合的に示すもの」としての「心身の状態」という文言は、厚生労働省令40第2条に定める審査判定基準等にもとづく「時間」に主として依拠して判定を下している。3障害を統合するのは止めて、それぞれの障害をもつ人に合理的な配慮をするとともに、当該条項は削除し、「ニーズを正確にはかりそれを支援する」と改めるべきである。

さらに、看過できない重大な文言は「必要性を明らかにするため」である。「必要性を明らかにするため」との文言は「必要性がない」人の存在を前提としており、そもそも障害をもつ人を見下しており、あまりにも恩恵的である。障害福祉サービスの「必要性」があるかどうかは利用者又は保護者、サポートする人たちが判断することであって、国家・市町村が判断すべきではない。この文言は世界の趨勢に大きく遅れたものであって、障害をもつ人の権利をふみにじるものである。したがって、削除すべきである。かつ、政省令の見直しについては、上記提案の上述の主旨に即して作成されるべきである。

3. 部会のあり方

第32回 社会保障審議会障害者部会は障害者自立支援法の抜本的な見直しの議論のために再開されたと考えるところであるが、前回、障害者自立支援法制定の際の議論においてもどちらかというと、全ての障害者に関する議論が出来たとは思っていない。障害をもつ人たちの特性は大別して身体障害者、知的障害者、精神障害者と大くくりはされているも

のの、その範囲は特定されず、未だそのサービスを利用できない人たちも多く存在している。

養護学校・特別支援学校の状況の中から、今後ますます障害をもつ人の比率は高くなるものと推察されている。この法律によって最も影響を受ける障害をもつ本人やその人たちを支援する事業者、行政機関、地域社会も含めての議論がなされなければならない。全く違った形で 3 障害それぞれのグループによる徹底した議論が前提となる。その上でこの審議会の必要性が問われるべきである。したがって、3 障害の議論の場が作られることを提案する。

以上